

市役所からの お知らせ

国民年金

第1号被保険者への
独自給付をご存知ですか

▼死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子など）に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

金額は、保険料を納めた期間に応じて、12万円～32万円になります。また、付加保険料を納めた月数が3年以上ある場合は、8500円が加

算されます。

▼遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

①国民年金の被保険者

②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方

③老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている方

※①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間（納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上の方を対象とします。（令和8年4月1日以前に死亡された場合は、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければ受給できます。）

遺族基礎年金の額は、子のある配偶者が受ける場合、基本額（78万1700円）に子の加算額（1人目と2人目はそれぞれ22万4900円、3人目以降は1人につき7万500

0円）を加えた額です。

なお、子とは18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で障がい等級が1級もしくは2級の状態にある子をいいます。

▼寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなった場合に、10年以上婚姻関係が継続しており、夫によって生計を維持されていた妻に支給されます。

支給期間は60歳から65歳までの間で、夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の4分の3です。

ただし、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者だったことがある、老齢基礎年金を受けていた、または妻自身が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合、寡婦年金は支給されません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合、どちらか一方を選択して受給することとなります。
問合先 市民課 ☎(275)6241または堺西年金事務所 ☎(243)7900

高石シーサイドフェスティバル 2020 開催延期のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年の高石シーサイドフェスティバル 2020 の開催を延期します。今後、状況を見極めながら、引き続き開催の有無について検討いたします。決定次第、広報紙や市ホームページでお知らせします。

問合先 総合政策課 ☎(275)6138

国民健康保険

保険料の納付には口座振替を

国民健康保険料の納付は、納め忘れないように指定した口座から自動的に月々の保険料が引き落とされる口座振替で納めていただくことになっています。

口座振替の利用がまだの方は、キャッシュカードを持って健康づくり課で手続きをしていただくか、通帳・通帳届出印・保険証を持って、指定の金融機関、郵便局、ゆうちょ銀行の各窓口で手続きを行ってください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6374

後期高齢者医療

7月から普通徴収(口座振替や納付書による納付)が始まります

後期高齢者医療保険では、普通徴収分については暫定保険料がありません

せんで、4月から6月の間は口座振替や納付書による納付はありません。

ただし、過年度分に対する保険料については納付書を送付します。(過年度分については口座振替できません。)

7月中旬に今年度の保険料決定通知等を送付しますが、普通徴収だけの方は、年間保険料を7月から翌年3月までの9回で納付していただくことになります。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6392

税

固定資産税・都市計画税の納税通知書をご確認ください

本年1月1日時点で市内に土地・家屋・償却資産を所有している方へ、今年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月初旬に送付します。なお、免税点未満(課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満)の場合は送付されません。

また、納税通知書の固定資産課税

明細書には、土地一筆、家屋一棟単位でそれぞれ所在地番、面積、税額等を記載していますので、内容に誤りがないかご確認ください。

納税通知書についてご不明な点等があれば税務課 ☎ (275) 6109までお問い合わせください。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です!

自賠責保険・共済は自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含む全ての自動車1台ごとに加入が義務づけられています。万一の自動車事故の際に、加害者の賠償責任を担保することで被害者の基本的な賠償を保証する制度で被害者の救済を目的としています。

四輪車はもちろん、車検制度のない250cc以下のバイク(原動機付自転車・軽二輪自動車)は有効期限切れ、かけ忘れにご注意ください。※市役所で自賠責保険等の加入手続きはできません。自賠責保険等の各取扱代理店で加入手続きを行ってください。

問合先 税務課

☎ (275) 6097

固定資産税・都市計画税・軽自動車税・自動車税の

納期限は、

6月1日

固定資産税……………1期分
都市計画税……………1期分
軽自動車税……………全期分

問合先 税務課 ☎ (275) 6094

自動車税

問合先

府自動車税コールセンター
☎ 0570 - 020156

納税通知書に記載の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください

固定資産税等の減免

自ら住んでいる自己居住用資産（土地・家屋）を所有している方のうち、次の条件をすべて満たす方は申請により当該資産の固定資産税・都市計画税の2分の1が減額される場合があります。

- ① 1月1日現在で、所有者が寡婦（寡夫）、特別障がい者、または65歳以上のいずれかであること
 - ② 所有者及び所有者と生計を一にするすべての方の、前年中の所得金額が所定の範囲内であること
 - ③ 所有者が自己居住用資産以外の固定資産を所有していないこと
 - ④ 固定資産税と都市計画税の合計年税額が5万円以下であること
 - ⑤ 自己居住用家屋の延床面積が70㎡以下であること
- ※申請は第1期納期限までに行ってください。

申請・問合先 税務課

☎ (275) 6109

各種

特定健診特別金利定期貯金のご案内

J A いずみとのの協働事業で、期間中に特定健診等を受診し、スーパー定期貯金（10万円～100万円）を新規で預けると年0・15%の金利が適用されます。

期間 令和3年3月31日まで

対象 高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・忠岡町いずれかの国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入する40歳以上の方

詳しくは、J A いずみの店頭の商品概要説明書またはJ A ホームページ <http://www.ja-izuminor.jp>「J A」をご覧ください。お近くの各支店へお問い合わせください。

5月20日に市内の防災行政無線のスピーカーから放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉情報伝達訓練を行います。これは、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた訓練

で、高石市以外の全国の地域でも同様の訓練が行われます。

放送時間 午前11時頃

問合先 危機管理課

☎ (275) 6247

特別障害者手当・障害児福祉手当について

▼特別障害者手当

対象 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい者で20歳以上の方（福祉施設入所者と一定期間病院に入院している方を除く）

支給額 月額2万7350円（2月・5月・8月・11月に支給）

▼障害児福祉手当

対象 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい児で20歳未満の方（福祉施設入所者を除く）

支給額 月額1万4880円（2月・5月・8月・11月に支給）

※いずれの手当も所得制限があります。また、申請には各手当認定用の診断書が必要です。

問合先 高齢・障がい福祉課

☎ (275) 6294

責任を持って調査ができる

国勢調査の調査員を募集します！

国勢調査は、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする大切な統計調査です。

対象 20歳以上の方 募集 150人程度

報酬 1調査区（約50世帯）で約39,000円（予定）

従事期間 8月下旬～10月下旬（予定）

担当地域 ご希望の地域などを考慮して市が決定してお知らせします。必ずしも希望地域になるとは限りませんのでご了承ください。

申込・問合先 6月30日までに申込書（市ホームページからダウンロード可）に必要な事項を記入し総務課☎(275)6196まで郵送
〒592-8585 高石市加茂4-1-1 高石市役所 総務課

支援教育の取組み

市内の公立幼小中学校園では、支援を必要とする子どもが自らの可能性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加・自立する人間の育成をねらいとした支援教育の充実に取り組んでいます。各学校園の協力体制のもと、支援学級に在籍する障がいのある子どもだけでなく、通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもについても、一人ひとりの教育的ニーズの状況等を的確に把握、課題を明確にし、個々の障がいの状況に応じた適切な指導や支援を行っています。

また、通級指導教室を設置し、言語やコミュニケーションに課題のある児童・生徒への支援も進めるとともに、各学校園の支援教育にかかる指導の充実を図るため、専門家等による巡回相談も実施しています。

市では引き続き、すべての子どもの豊かな人間形成をめざして、ともに学び、支え合い、生きる力を育む教育の充実に取り組みます。

問合せ 学校教育課

☎ (275) 6434

雨水貯留タンクの購入費用を一部助成

雨水貯留タンクは、集中豪雨時の急激な雨水流出を抑え、浸水被害を緩和します。貯留された雨水は、庭木への散水（節水効果）や打ち水（ヒートアイランド対策）として利用できるほか、災害時など飲用水以外の生活用水として利用できます。雨水貯留タンクの設置をお考えの方は、購入前に上下水道課へご相談ください。

対象 市内に住宅を所有され、1基あたりの容量が80ℓ以上の雨水貯留タンクを購入されて6か月以内の方

※賃貸住宅の場合も土地・建物の所有者の同意があれば設置できます。

助成額 購入金額の3分の2またはタンク容量（ℓ）×200円のいずれか少ない方の額（上限4万円）

申込・問合せ 11月30日までに上下水道課 ☎ (275) 6419へ

悪質電話による被害・詐欺を防ぐために

悪質電話防止装置の無料貸出・購入費の助成を実施します

近年、悪質電話等による消費者被害・詐欺被害が増加しています。その対策の一環として、市では以下の取組を実施します。問合せ 経済課 ☎ (275) 6149

■悪質電話防止装置の無料貸出

電話をかけてきた相手へ録音する旨の警告メッセージを流した後、自動で録音を開始する通話録音機を貸し出します。

対象 市内在住の65歳以上の方

募集 50台（応募多数の場合、抽選）

申込 6月5日までに経済課

※新型コロナウイルス感染症の影響により、貸し出しが遅くなる場合があります。

▲自動通話録音機

■特殊詐欺対策機器購入費の助成

対象となる特殊詐欺対策機器を購入された方へ、購入費用に対する補助金を交付します。

対象 市内在住の65歳以上の方等が居住する世帯

助成額 1世帯につき上限10,000円

※補助金額は100円未満切り捨て、購入額が10,000円未満の場合は購入金額分のみ補助

対象機器 （公財）全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品

※スマートフォン、携帯電話を除く。

申込 経済課



▲防犯機能付き電話機

視覚障がいをお持ちの方を支える周囲の方へ
声の広報をご存知ですか？

毎月、視覚障がいがある方向けに「声の広報たかいし（CD版の広報）」を発行しています。各種生活情報をお求めの方へお勧めです。周囲に視覚障がいがあり、声の広報のご利用がまだの方がいらつしやれば、ぜひお知らせください。

お求めの場合は、市視覚障害者福祉会事務局 ☎（262）0580 へお問い合わせください。

ご寄附・ご寄贈ありがとうございます

◆3月17日、大阪ガス株式会社泉北製造所（所長 土井純二氏）様から緑化基金に対して11万8800円のご寄附をいただきました。

◆4月20日、大阪ガス小さな灯運動南部地区（支配人 高橋聖氏）様から市立綾園保育所に対しておもちゃや大型絵本をご寄贈いただきました。

南部大阪都市計画案の縦覧

府では、南部大阪都市計画案について縦覧を行います。市民の方や利害関係人は縦覧期間満了日までに意見書を提出することができます。

内容 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

縦覧期間 5月18日～6月1日、平日の開庁時間

場所 市都市計画課または府都市計画室（大阪府庁別館3階）

意見提出・問合せ 府都市計画室 ☎06（6944）6776

マイナポイント利用でポイント還元を実施

令和2年9月、マイナンバーカード取得者を対象に、還元率25%、最大5000円分のマイナポイントを付与します。

※利用には事前の予約が必要です。

申込 マイナポイント予約サイトから申請 [URL: <https://id.mynkey-soumu.go.jp/mypage/MKCAS010/>]

「解約保証」のはずが・・・ 定期購入トラブルに注意

インターネット通販で、「初回300円、〇日間解約保証」と表示されたダイエットサプリメントを注文した。効果を感じられなかったので、解約保証期間内に解約を申し出ると、「4カ月以上の定期購入が条件の契約となっているので、解約には4カ月後に連絡が必要」と言われた。「〇日間解約保証のはずだ」と言うと、「その場合は通常価格1万5千円の支払いが必要」との回答だった。そのような規約はページのかなり下部まで見ないと分らなかった。(60歳代 男性)

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



商品を注文する際には、目立つように表示されている「初回 300 円」「初回実質 0 円（送料のみ）」といった価格等だけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことになる総額等、契約内容をよく確認しましょう。継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要がある等、条件が定められているケースがみられます。解約・返品可否や条件をしっかりと確認しましょう。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎（267）5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9：00～16：45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

基本的人権の尊重

5月3日は、日本国憲法（以下、「憲法」という。）の施行を記念し、国の成長を期するとして「憲法記念日」です。また、1日から7日までの一週間は、憲法週間として定められ「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」の3つの基本原則を定めた憲法の意義を再確認する絶好の機会です。

今回は憲法の3つの基本原則の内「基本的人権の尊重」について考えていきます。憲法では、自由に生きる権利（自由権）、等しく生きる権利（平等権）、人間らしい生活を営む権利（社会権）を基本的人権として保障し、さらにこれらの基本的人権を保障する権利として、参政権や請願権などを保障しています。それぞれ憲法の条文にそって見ていきます。

自由権

憲法では、精神の自由、生命・身体の自由、経済活動の自由について、次のように保障しています。

「精神の自由」
思想・良心の自由（第19条）、
信教の自由（第20条）、集会・
結社・表現の自由など（第21

条）、学問の自由（第23条）

「生命・身体の自由」

奴隷的拘束・苦役からの自由（第18条）、法定の手続きの保障（第31条）、逮捕・拘禁などに対する保障（第33条35条）、拷問・残虐な刑罰の禁止（第36条）、刑事手続きの保障（第37条39条）

「経済活動の自由」

居住・移転と職業選択の自由（第22条）、財産権（第29条）

平等権

人は誰でも等しく尊重され、平等に扱われなければならない。法の下の平等（第14条1項）、貴族制度の禁止（第14条2項）、特権を伴う栄典の禁止（第14条3項）、選挙における平等（第15条3項、第44条）、家族生活における平等（第24条）、教育の機会均等（第26条）

社会権

すべての人が人間らしい豊かな生活が送れるよう、国に対して保障を求める権利です。

生存権（第25条）、教育を受ける権利（第26条）、勤労の権利（第27条）、労働基本権（団結権・団体交渉権・団体行動権の労働三権）（第28条）

最後に、人権の保障を実現するための権利については、次のようになります。

参政権

公務員の選定・罷免権（第15条1項）、選挙権（第15条3項、第44条、第93条）、被選挙権（第44条）、最高裁判所裁判官の国民審査（第79条）、地方自治特別法の住民投票（第95条）、憲法改正の国民投票（第96条）、請願権（第16条）

請求権

国家賠償請求権（第17条）、裁判を受ける権利（第32条）、刑事補償請求権（第40条）
今、憲法を巡っては、改憲論議等様々な動きもありますが、私たちは、憲法をもっともっと身近なものとして関心を持ち、一層の理解を深めて行きたいと思っています。

人権推進課

☎(275) 6279

令和元年度の余った無料普通ごみ処理券と日用品の

交換延期のお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響により、例年5月に実施していた交換は、当面延期します。交換時期・場所については、決まり次第改めてお知らせします。令和元年度の無料普通ごみ処理券（ピンク）は捨てずに、大切に保管しておくようお願いいたします。

問合先 生活環境課 ☎(275)6266